

## 参考資料 3

### 中央環境審議会水環境・土壤農薬部会の小委員会の設置について

令和 3 年 3 月 17 日  
水環境・土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）  
第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境・土壤農薬部会に、次の小委員会を置く。
  - (1) 瀬戸内海環境保全小委員会
  - (2) 土壤環境基準小委員会
  - (3) 土壤制度小委員会
  - (4) 農薬小委員会
  - (5) バイオレメディエーション小委員会
2. 瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）（以下「瀬戸法」という。）に関する以下の事項について調査審議する。
  - (1) 瀬戸法第 3 条第 2 項（基本計画）
  - (2) 瀬戸法第 13 条第 2 項（埋立て等についての基本的な方針）
  - (3) その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置
3. 土壤環境基準小委員会においては、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。
4. 土壤制度小委員会においては、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関する、今後の土壤汚染対策の在り方について調査審議する。
5. 農薬小委員会においては、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 1 号イ、第 3 号及び第 4 号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第 25 条の規定に基づく

農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

6. バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。
7. 各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壤農薬部会の決議とすることができます。
8. 部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。